

第5 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画

(1) 政令第8条の区画の構造について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）（以下「政令」という。）第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされておりことから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートについては、前アに該当するものとして取り扱うものであること。

ウ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（以下「建基令」という。）第107条第1項に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。

エ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。（第5-1図参照）

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合は、この限りでない。

(ア) 開口部が設けられていないこと。（第5-2図参照）

(イ) 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。（第5-3～5図参照）

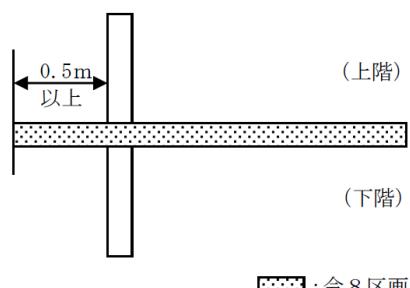
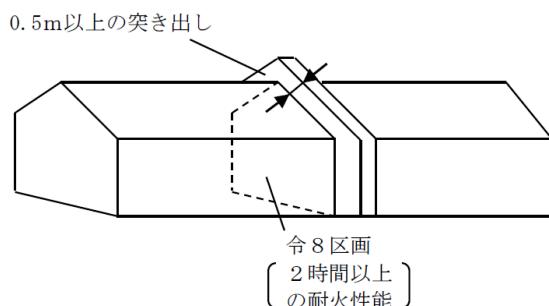
オ 上下の位置に階段等を設ける場合は、次によること。

(ア) 階段、屋内通路等は、令8区画された部分ごとに専用とすること。（第5-6図参照）

(イ) 令8区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲90cm以内は耐火構造とし、開口部を設けないこと。（第5-7図参照）

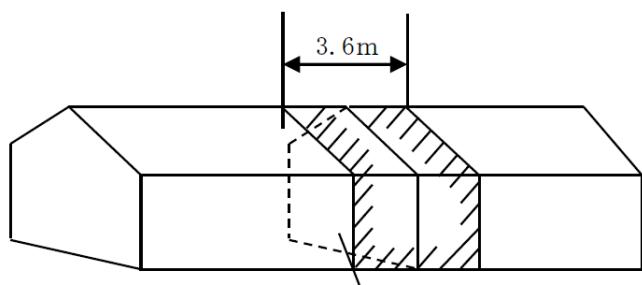
カ 同一階で開口部が対面し、かつ、相互間の距離が3.6m以下の場合は、当該開口部に防火設備を設けること。（第5-8図参照）

0.5m以上の突き出しを設ける場合



第5-1図

0.5m以上の突き出しを設けなくてもよい場合

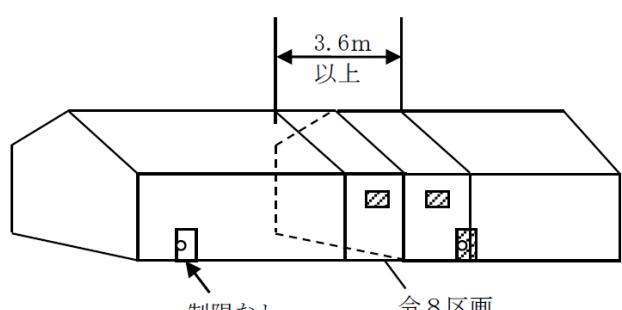
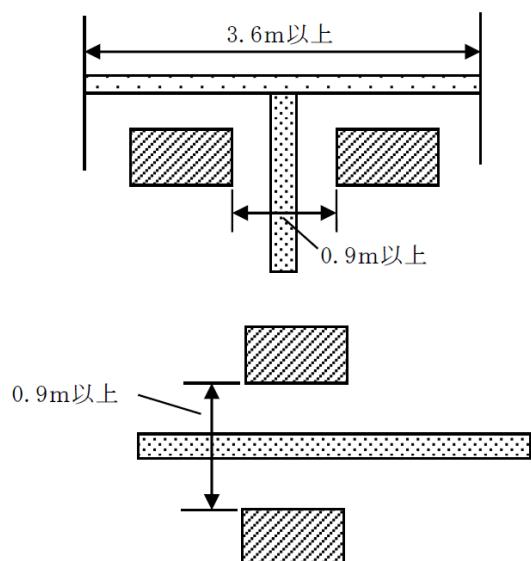


※建築基準法において要求される耐火性能時間以上

令8区画(耐火構造
開口部なし)

第5-2図

開口部を設ける場合の措置

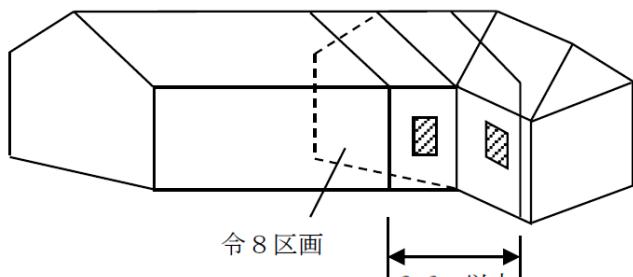
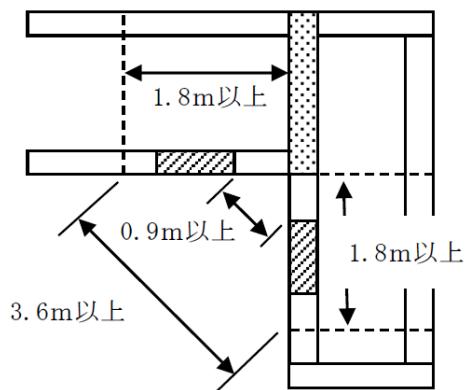


■ : 令8区画

□ : 耐火構造の壁

▨ : 防火設備

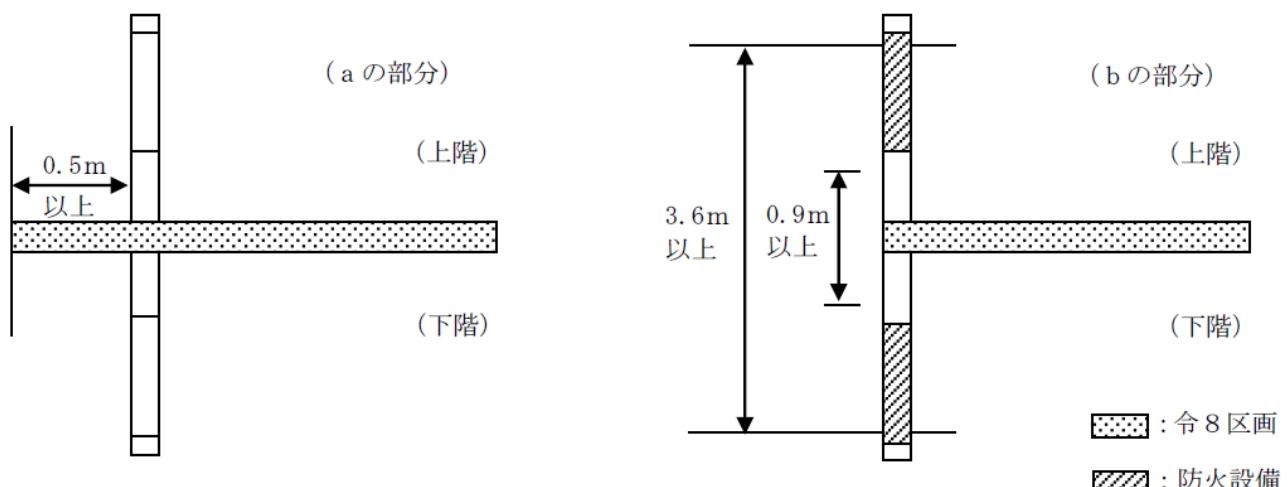
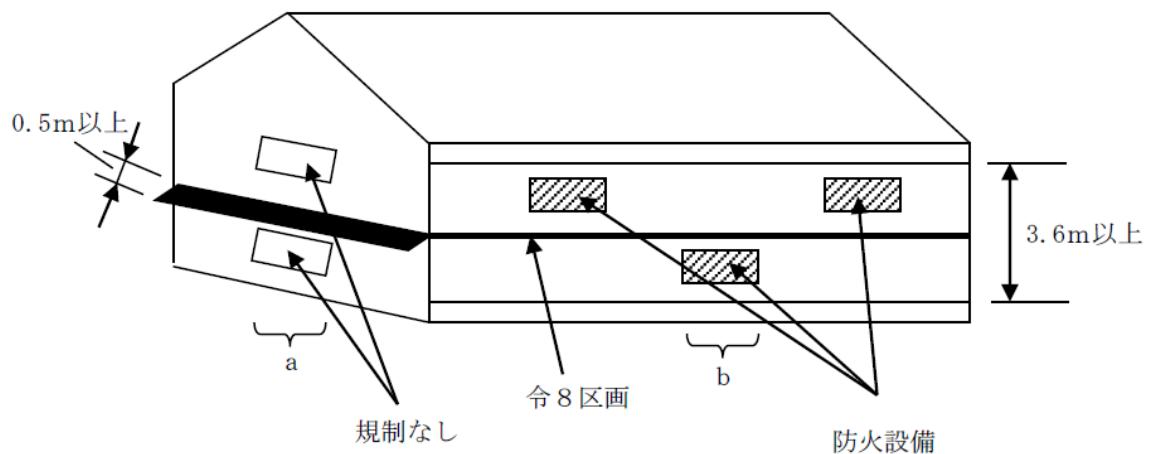
第5-3図



■ : 令8区画

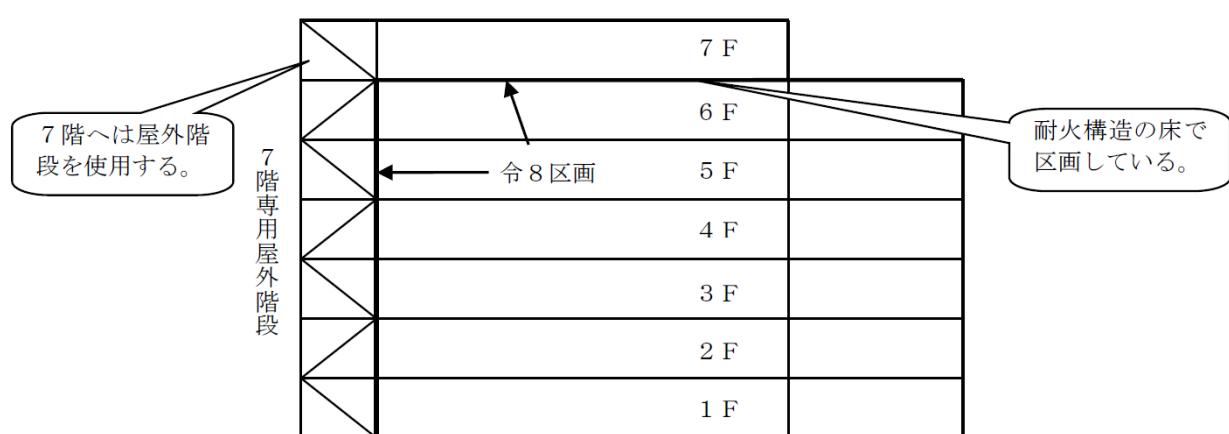
▨ : 防火設備

第5-4図

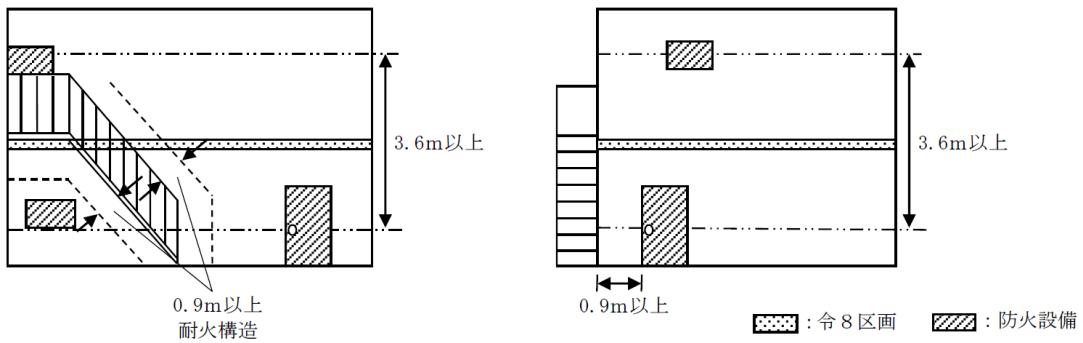


第5-5図

階段、屋内通路等を令8区画された部分ごとに専用とする場合

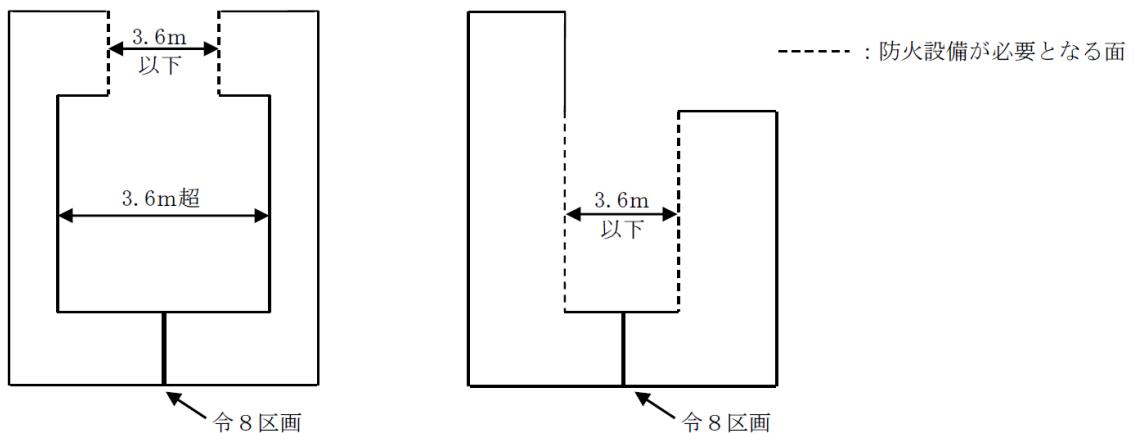


第5-6図



第5-7図

令8区画された部分が3.6m以内に近接する場合



第5-8図

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。この場合において、令8区画を貫通する配管及び貫通部について確認すべき事項は、次の事項及び第5-1表に適合するもの、又は消防防災用設備機器性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものとする。

ア 配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）であること。

イ 一の配管は、呼び径200mm以下のものであること。（第5-9図参照）

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。（第5-10参照）

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

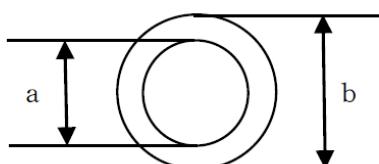
なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。
(第5-11図参照)

オ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1項の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

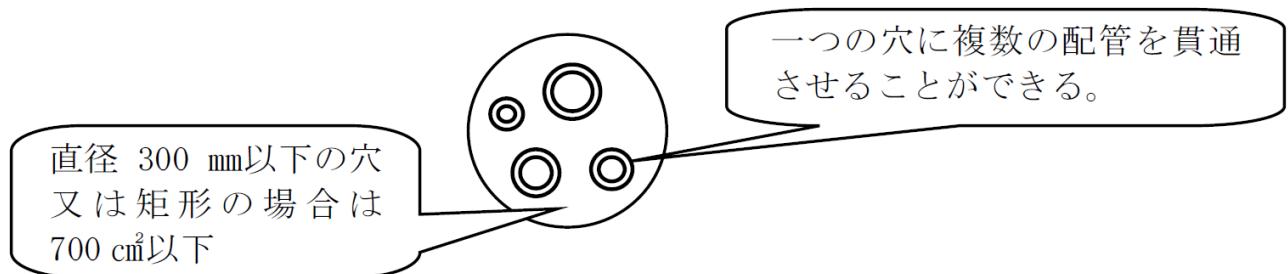
キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

令8区画に設ける穴と配管



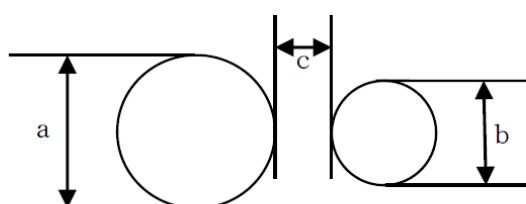
a : 配管直径 ≤ 200 mm
b : 穴の直径 ≤ 300 mm
矩形の場合は直径 300 mm の円に相当する面積
(約 700 cm²) 以下

第5-9図



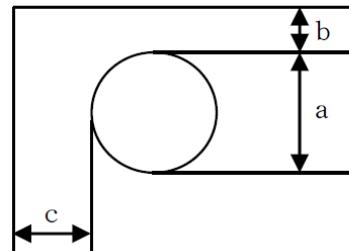
第5-10図

穴相互の離隔距離



a : 穴の直径 ≤ 300 mm
b : 穴の直径 ≤ 300 mm
c : 穴の相互の離隔距離
 $c \geq a$ かつ b の最大
 $c \geq 200$ mm

令8区画の端部と穴の離隔距離

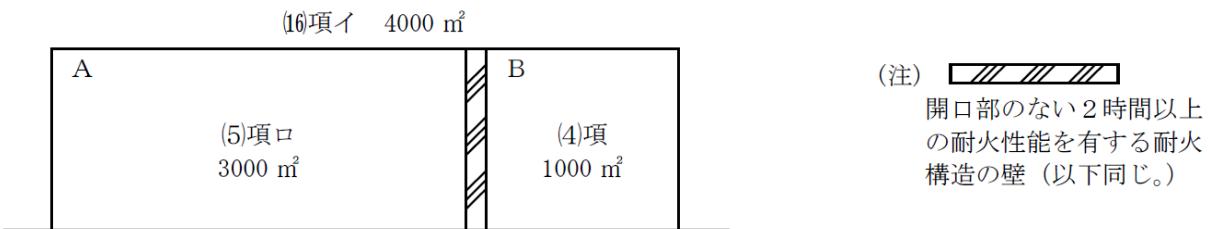


b と c は a 以上とすること。
ただし、a が 200 mm 未満の時は 200 mm とする。

第5-11図

(3) 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方について

- ア 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
- イ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置すること。（第5-12図参照）



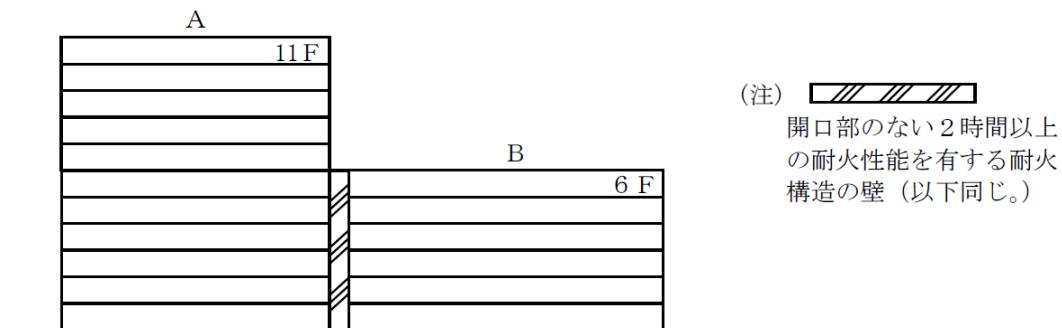
A : 延べ面積3000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B : 延べ面積1000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第5-12図

ウ 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定に当たっては、下の部分の階数を算入すること。（第5-13参考）

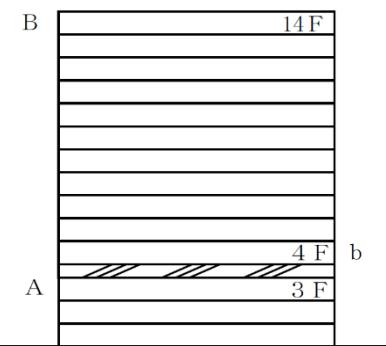
(例1)



A : 階数 11 の防火対象物として該当する消用設備等を設置する。

B : 階数 6 の防火対象物として該当する消用設備等を設置する。

(例2)



A : 階数 3 の防火対象物として該当する消用設備等を設置する。

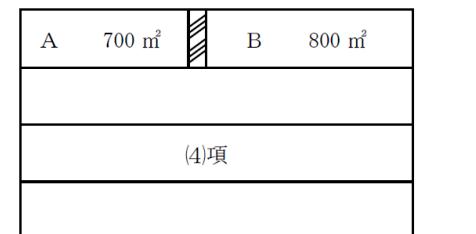
B : 階数 14 の防火対象物として、また b 部分は 4 階該当する消用設備等を設置する。

第5-13図

2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階における階単位の規制

開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に、階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。（第5-14参照）

（例1）

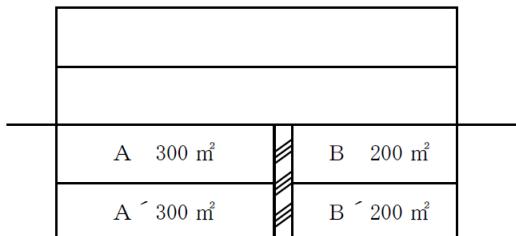


（注）

開口部のない2時間以上
の耐火性能を有する耐火
構造の壁（以下同じ。）

4階部分の床面積は1000m²以上であるが、ABは4階1000m²未満に開口部のない耐火構造壁で区画されているので、4階には政令第12条第1項第8号を適用しない。

（例2）



地階部分の床面積は700m²であるが、(A+A') (B+B') は地階において700m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

第5-14図

3 特定共同住宅等の住戸等の区画

（1）特定共同住宅等の住戸等の区画の構造について

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）において、「住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第107条第1項に定める耐火構造に求められる耐火性能を有すること。

国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた耐火構造による区画も認めることとするが、適正な施工及び施工管理が行われるように指導すること。

耐火性能検証法により耐火性能を有すると認められたものについては、1時間以上の耐火性能を有すること。

ウ 乾式壁は、次により適正な施工管理体制が整備されていることが、当該共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規定等により確認できる場合に限り、使用が可能であること。

（ア）乾式壁の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にさ

れており、かつ、その施工業者に周知されていること。

- (イ) 乾式壁の施工に係る現場責任者に、当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者）が選任されており、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導、監督等が行われていること。
- (ウ) 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
- (エ) 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理が行われていること。

(2) 共住区画を貫通する配管及び貫通部について

共住区画を配管等が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、共住区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次の事項に適合するものとする。

ア 配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管であり、これには電気配線が含まれるものであること。

イ 一の配管等は、呼び径200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために共住区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管等を貫通させるために共住区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

ただし、住戸等と共用部分との間の耐火構造の壁は又は床にあっては、この限りでない。

なお、埋め戻しを完全に行うため、当該穴は壁及び床の端部からも同様な距離をとること。

オ 共住区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（ア）又は（イ）によること。

（ア） 配管は、建基令第129条の2の5第1項第7号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために共住区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。

（イ） 平成17年消防庁告示第4号で定める、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして認められたものであること。

カ 熱伝導により、配管等の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれがある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

キ 第5-1表中の鋼管等のうち令8区画を貫通している場合の適用の条件を満たすものについては、前オ（イ）の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を有しているものとして取扱って差し支えない。

4 規則第12条の2の区画

- (1) 規則第12条の2第1号に規定する区画（以下この項において「1号区画」という。）は、建基令第107条の2第1号に定める準耐火性能（壁にあっては、耐力壁に求められる準耐火性能。次項

- において同じ。) を有すること。
- (2) 規則第12条の2第2号に規定する区画（以下この項において「2号区画」という。）は、建基令第107条第1号に定める耐火性能（壁にあっては、耐力壁に求められる耐火性能。次項において同じ。）を有すること。
- (3) 1号区画及び2号区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基令第129条の2の5第1号第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (4) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (5) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。

5 規則第13条の区画

- (1) 規則第13条第1項に規定する区画（以下この項において「1項区画」という。）建基令第107条の2第1号に定める準耐火性能を有すること。
- ただし、3階以上の階に政令別表第1(6)項ロ又はハ（以下「福祉施設等」という。）に掲げる用途に供する部分が存する場合にあっては、建基令第107条第1号に定める耐火性能を有すること。
- (2) 1項区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等でいうところの住戸の単位で区画することで足りること。
- (3) 規則第13条第2項に規定する区画（以下この項において「2項区画」という。）は、建基令第107条第1項に定める耐火性能を有すること。
- (4) 1項区画又は2項区画（以下この項において「区画」という。）を貫通する配管は、建基令第129条の2の5第1号第7号イ、ロ又はハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために区画に設ける開口部とのすき間を、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置をとること。
- (5) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (6) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (7) エレベーターの扉は、規則第13条第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

6 規則第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

規則第28条の2第1項第4号及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年2月5日総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画については、5(1)から(3)まで及び(5)から(7)までによること。

7 規則第30条の2の区画

- (1) 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとすること。
- (2) 区画をダクトが貫通する部分には、防火ダンパーを設けること。